

原単位の改善のための取組に関する状況【2024年度提出分(2023年度実績)】※非特定事業者用

川一製紙株式会社
(kawaichi paper co.ltd.)

銘柄コード -
法人番号 8200001019053

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	144	紙製品製造業
細分類 (申請事業)	1442	日用紙製品製造業
エネルギー管理統括者	【役職】 【氏名】	

エネルギー総使用量	24,131	GJ	623	kL
前年度エネルギー総使用量			□□□□	kL
非化石エネルギー総使用量	□□□□	GJ	□□□□	kL
調整後温室効果ガス排出量	□□□□□	t-CO ₂		

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業におけるエネルギー消費原単位 ^{※注} (2023年度実績)	□.□□	原単位分母 ■量(トン)			
主たる事業の構成割合	□□.□ %				
事業者全体のエネルギー消費原単位 対前年度比	2019年度 □□.□	2020年度 □□.□	2021年度 □□.□	2022年度 □□.□	2023年度 □□.□
事業者全体の5年度間平均原単位変化(%)	□□.□				

※主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方に基づき各事業者が決定したものを。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における電気需要最適化評価原単位 (2023年度実績)	□.□□	原単位分母 ■量(トン)			
DR実施日数	□□				
事業者全体の電気需要最適化評価原単位 対前年度比	2019年度 □□.□	2020年度 □□.□	2021年度 □□.□	2022年度 □□.□	2023年度 □□.□
事業者全体の5年度間平均原単位変化	□□.□				

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分	■■	■■■■■業
目指すべき水準	□□.□	kL/t以下
ベンチマーク指標の状況	達成	
ベンチマーク区分	■■	■■■■■業
目指すべき水準	□□.□	kL/t以下
ベンチマーク指標の状況	未達成	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	-
ベンチマーク指標の状況	-	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	-
ベンチマーク指標の状況	-	

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量】

種別	合計量			
Jクレジット	□□□□□	□□.□	t-CO ₂	
-	-	-	t-CO ₂	
-	-	-	t-CO ₂	
-	-	-	t-CO ₂	

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	20.0%				
直近5年度間の実績値	2019年度 □□.□	2020年度 □□.□	2021年度 □□.□	2022年度 □□.□	2023年度 17.35%
目安設定業種	■■		■■■■■業		
目安(2030年度)	【指標】●●●●に向けた取組による、2030年度における●●●●の●●●●に占める●●●●の割合。 【目標となる水準】□□%以上				
目標(2030年度)	□□%				
直近5年度間の実績値	2019年度 □□.□	2020年度 □□.□	2021年度 □□.□	2022年度 □□.□	2023年度 □□%
目安設定業種	-		-		
目安(2030年度)	-				
目標(2030年度)	-				
直近5年度間の実績値	2019年度 □□.□	2020年度 □□.□	2021年度 □□.□	2022年度 □□.□	2023年度 -

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項
工場内にある動力をインバーター化する。コンプレッサーのエア漏れを最小限に抑える。ボイラーの蒸気管を保温することにより重油使用量を削減する。使っていない設備、電灯をこまめに切る。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項
工場が山間にある為日照時間が短く、太陽光による発電には向いていない。会社の規模からしても非化石化は難しく電力事業者に頼らざるおえない状況である

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)

●●●●...

2. 関連リンク

(タイトル)	: ●●●●●(URL)
(タイトル)	: ●●●●●(URL)
(タイトル)	: ●●●●●(URL)

(注意事項)

- ・赤枠囲み欄は必須記載です。
- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。